

**生活介護事業業務委託に係る
公募型プロポーザル要求仕様書**

令和8年10月

海老名市

生活介護事業業務委託に係る公募型プロポーザル要求仕様書

1 趣旨

海老名市立障がい者地域活動センター（以下「センター」という。）で実施する生活介護事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護事業（以下「生活介護事業」という。）を実施する。

本仕様書は、海老名市（以下「発注者」という。）から委託を受けて本業務を受注する（以下「受注者」という。）が行う本業務の内容及びその範囲を定めるものとする。

2 委託業務の目的・基本的な考え方

障がい者が地域での自立した生活が送れるよう支援することを目的とした、在宅の重度障がい者等の支援に重点を置いた事業を実施すること。

なお、本業務実施に当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 原則、在宅の常時介護を必要とする障がい者に対し、送迎・給食提供・理学療法士等による機能回復訓練・入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動又は社会参加の機会等を提供することで、生活の助長、健康の保持等を図るとともに、その介護家族を援助するという方針に基づき事業を実施すること。
- (2) 地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めること。

3 実施場所

海老名市社家二丁目 16 番 25 号

海老名市立障がい者地域活動センター

- (1) 本委託業務において、原則利用できる居室は、別添「平面図（事業実施場所等）」に示す範囲のとおりとする。
- (2) 施設改修工事の進捗その他やむを得ない事情により使用できない場合は、海老名市が指定する場所において業務を実施するものとする。

4 委託期間

令和 9 年 2 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

なお、事業開始は令和 10 年 4 月 1 日からとする。

また、センターの建築工事期間の延長等を理由とし、必要に応じて委託期間を変更することができる。その場合、発注者は受注者に対して事前に通知するものとする。

5 事業実施時間

午前 9 時 30 分から午後 3 時 45 分までとする。（送迎時間は含まない。）

ただし、支援の必要性が生じた場合には当該実施時間の前後でもサービス提供を行うこと。

6 休業日

休業日は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、

これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

7 法令等の遵守

本業務実施に当たっては、本仕様書のほか、関係法令等を遵守しなければならない。

また、発注者における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に準じた運営を行うこと。

8 委託業務内容

No.	業務種別	事業内容	定員等
1	日中活動	生活介護事業 ・ケア部門 （身体・知的・精神障がい） ・重度自閉症部門 ・重症心身障害部門	30名 10名 10名
2	給食業務	利用者への昼食等の提供（委託可能）	必要となる利用者分
3	発注者の所管する障がい福祉施設並びに他の障がい福祉事業所との連携	海老名市立児童発達支援センター、海老名市立障害者第一・第二デイサービスセンター、障害者支援センターあきば、その他民設の障がい福祉事業所等との連携	
4	職員研修	適切な本業務実施に必要な職員のスキルアップ研修	
5	地域交流	地域住民等との交流イベントの実施	
6	災害時等の対応	本事業利用者で施設に滞留する者の支援	
7	照会・調査	発注者等からの照会、調査等に関する回答、報告	
8	その他	その他市長が必要と認める業務	

なお、詳細は次のとおり

(1) 日中活動

ア 生活介護事業を実施すること。なお、事業実施にあたっては、障がいの特性を考慮し、個別支援計画の作成、入浴支援、食事・排泄の介護、理学療法士等による機能回復訓練、創作的活動、屋外活動、生産活動、健康管理、送迎、利用者または家族に対する助言、給食

提供、その他必要な支援を行うこと。

また、人員等の配置は、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準以上を配置すること。なお、本業務に係る市単独加算は別紙（３）のとおり。

イ 本事業の利用者の送迎を行うこと。詳細は別紙（１）のとおり。

（２）給食業務

ア 開館日における昼食は、原則として施設内の厨房で調理し、利用者に提供すること。

なお、厨房の運営及び昼食の提供は第三者に委託を行っても良いこととする。

イ きざみ食やペースト食等、利用者の状況・特性を踏まえた食事の提供並びに適切な栄養管理を行うこと。詳細は別紙（２）のとおり。

（３）発注者の所管障がい福祉施設並びに他障がい福祉事業所との連携

海老名市立児童発達支援センター、海老名市立障害者第一・第二デイサービスセンター、障害者支援センターあきば等と連携し業務を行うこと。また、市内の障がい福祉サービスを提供する事業所とも連携すること。

（４）地域交流

本事業の実施を通じて、地域交流を積極的に行うこと。

（５）福祉避難所

本事業利用者で施設に滞留する者の支援を行うこと。

（６）その他

本業務の実施に関して市長が必要と認める業務

9 利用者の範囲

センターで本事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）障害者総合支援法第 19 条第 1 項の規定に基づき、発注者から支給決定を受けた者

（２）身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 1 項若しくは第 2 項、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 第 1 項若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定により市に措置された者

（３）その他市長が特に必要と認める者

10 受注者の収入

（１）本業務の給付費の額は障害者総合支援法第 29 条第 3 項に規定する額を基準として、受注者が市長の承認を得て定める額とし、その給付費の額と障害者総合支援法第 29 条第 3 項による利用者自己負担額は受注者の収入とする。

（２）障害者総合支援法第 29 条第 3 項及び第 4 項に規定する額が改定された場合は、給付費の額を見直すことができるものとする。

（３）市単独加算額については、毎年、本業務の運営状況を精査したうえで、協議するものとする。

11 評価及び検査に関すること

（１）年度ごとに、本業務の運営状況に係る自己評価を行い、自己評価報

告書を発注者に提出すること。また、発注者は、その評価内容を公表できるものとする。

- (2) 運営状況について、発注者が評価に係る実地調査及び協議を求めた場合は、応じなければならない。
- (3) 発注者から運営状況の改善を求められた場合は、速やかに改善を行い、その内容について、発注者へ報告を行うこと。
- (4) 毎月、業務運営の状況報告、利用状況等について、書面にて翌月末までに海老名市長に提出するものとする。
また、四半期に一度（6月・9月・12月・3月）を目安とし、海老名市と対面にて当該報告を行うこと。
- (5) 福祉サービス第三者評価を3年に一度を目安に受審すること。

12 事業報告並びに収支報告

年度終了後30日以内に事業報告書並びに収支決算書を海老名市長に提出するものとする。

13 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施に当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 本業務は、発注者が公共施設で実施する事業であることを念頭において、特定の者等に有利あるいは不利になるような運営はせず、公平な運営を行うこと。
- (2) 運営に係る各種規定、要領等を作成する場合は、発注者と協議を行うこと。
- (3) 施設の使用・管理に関する事項
 - ア 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して利用者及び職員の安全確保を図るとともに、財産の保全に努めること。
 - イ 衛生管理に十分留意し、感染症や食中毒の防止等に努めるとともに、利用者が常に快適な利用ができる状態の保全に努めること。
 - ウ 災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、利用者の緊急時の連絡先等をあらかじめ発注者に報告するとともに、消防計画に基づき、避難、救出その他必要な訓練を定期的の実施すること。
 - エ 施設に設置されている設備、備品等を適切に管理、使用するとともに、不具合が生じた場合には、速やかに発注者に報告すること。
- (4) 個人情報の保護に関する事項
 - ア 個人情報の取扱いについて、法令等を遵守し、厳重に取り扱うものとし、個人情報の紛失、漏えいがないよう十分配慮すること。
万が一、個人情報の紛失、漏えいがあった場合には速やかに発注者に報告し、発注者からの指示に基づいて対応すること。
 - イ 本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、契約の目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。また、業務終了後も同様とする。
 - ウ 個人情報に関する書類及び電子データ等の管理については、受注者は、発注者の確認を得た上で事務所に適切な保管場所を定め、個人情報の漏えい等がないよう細心の注意を払うこと。
 - エ 上記ア、イ及びウに規定する個人情報の保護に関する事項について

て、従事する全職員がその趣旨を理解し、遺漏なく実行できる体制を確立すること。そのために研修計画を作成の上、研修を定期的実施すること。

(5) サービスに関すること

ア 利用者及び家族等の意見も聞きながら、利用者本位のサービス提供を行うこと。また、意思表示が困難な利用者に対しても、その意思をくみ取るよう努めること。

イ 利用者及び家族等の意見等も聞きながら、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

ウ 利用者の家族等に対して、連絡ノート等で利用者の様子等を知らせるとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービスの利用状況等の把握に努め、利用者の家族等と連携しながら、必要があれば援助等を行うこと。

エ 定期的に職員会議を実施し、利用者の個別支援計画に基づき支援内容の点検や運営課題等の話し合いを行い、職員間で情報共有を図りながらサービス提供を行うこと。

オ 国、県、市及びその他関係機関が実施する研修等に参加し、支援の質の向上に努め、多様なニーズへの対応等を行うこと。

(6) 身体拘束の禁止

身体拘束等の適正化のための対策を検討し、全職員に周知徹底すること。

(7) 権利擁護、虐待防止の取組み

虐待の発生又はその発生を防止するため、必要な対策を講じること。

ア 虐待防止のための対策を検討し、全職員に周知徹底すること。

イ 虐待防止のための研修を定期的実施するなど、必要な措置を取ること。（風通しの良い職場づくり、ヒヤリ・ハット、人権擁護等を含む）

ウ 障がい者等への偏見や差別の解消への取組みを実施すること。

エ 上記の対応を適切に実施するための担当者を置くこと。

(8) 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組み

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、適切な対策を講じること。

ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討し、全職員に周知徹底を図ること。

イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(9) 業務継続計画

ア 感染症、災害発生時等において、利用者へのサービスの提供を継続するために業務継続計画を策定するとともに、当該計画に基づいて、全職員に周知するなど必要な対応をすること。

イ 全職員に業務継続計画について周知徹底し、実施できるように必要な研修及び訓練を実施すること。

ウ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと。

(10) リスクマネジメントに関する事項

ア ヒヤリ・ハット事例の収集・活用

定期的に職場内研修を実施するとともに、職員同士の話し合いを行い、現場の知恵や意見を活用すること。

イ 苦情解決への取組み

組織として誠意ある対応を行うとともに、職員間で情報を共有し、防止策を講じること。

ウ 取組みの周知徹底

職員会議や研修の実施、事故防止月間を設ける等、全体で取り組むこと。

エ 事故報告書等の提出

事故が発生した際には、速やかに発注者に報告すること。また、事故やヒヤリ・ハット事案の発生に伴う事故報告書等は、毎日、報告を要する業務日誌と合わせて提出すること。

(11) 職員の健康管理等

定期健康診断等で職員の健康状況を把握し、健康増進及び清潔保持に努めること。

(12) 大規模災害等の発生時の対応

大規模災害等の発生時で、利用者の安全確保等の理由により、開設時間の短縮及び休所を判断することがある。

利用者との契約の際にサービス提供ができなくなる可能性について、十分に説明を行うこと。

(13) その他

賠償責任保険等に参加し、リスク対策を万全に行うこと。

14 引継ぎ業務

(1) 本業務の受託に際し、現運営事業所から利用者の特性や利用者家族の支援に係る意向等について、十分な引継ぎを受けること。

また、引継ぎを受けるにあたっては、現在の事業実施場所である海老名市立わかば会館において、必要な日数、実際の支援の様子等を確認すること。

なお、当該引継ぎに係る一切の費用は、受注者の負担とする。

(2) 委託期間終了後、次の受注者に対し、上記「8 委託業務内容」及び「13 業務を実施するに当たっての注意事項」に規定する各項目に加えて、利用者の特性及び家族の意向等にも十分配慮しながら引継ぎを行うこと。

15 施設及び物品の管理等

発注者の所有に属する備品その他の物品については、本事業の範囲内において受注者の利用に供するものとする。また、貸付を受けた物品については、適切に管理すること。毀損等が発生した際には、速やかに発注者に報告すること。

16 経費の負担区分

項目	発注者又は施設管理者が負担するもの	受注者が負担するもの
建物	すべて（躯体、内外壁等）	なし
設備	すべて（空調、電気等）	なし
備品等の購入	なし（別添「市調達備品」に記載の備品はあらかじめ発注者で用意する予定）	本業務実施に必要な備品等
備品等の修繕	なし	本業務等で使用する備品等の修繕に係る費用 ※発注者で用意した備品についても同様
送迎車両	なし	希望する利用者に対し、送迎を行うことができる車両
車両に係る経費	なし	・車両の運行に係る燃料費等の経費 ・車両等の維持、保全及び申請等に係る必要な経費等
事業運営に要する費用	光熱水費 等	発注者又は施設管理者負担部分以外の業務運営に要するすべての経費（通信費、印刷製本費、電話料、入浴設備保守料 等）
施設維持のための経費	すべて（警備、消防設備、空調機器の保守点検、清掃、害虫駆除（厨房含む）等）	なし
ごみの処分費	なし	本業務で排出されたものの処分費

17 リスク分担について

暴風、豪雨、大規模地震、新型コロナウイルス感染症等、発注者又は受注者の責めに帰することのできない自然的又は人為的な現象による経費等に増減が生じた場合は、発注者及び受注者で別途協議する。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		発注者	受注者	分担 (協議)
許認可等	発注者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	受注者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
委託内容の変更	発注者の政策による期間中の変更	○		
	受注者の発案による期間中の変更			○
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
委託の中断・中止	発注者に帰責事由があるもの	○		
	受注者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	受注者に帰責事由があるもの		○	
	受注者が設置した設備・備品		○	
利用者等への損害賠償	発注者に帰責事由があるもの	○		
	受注者に帰責事由があるもの		○	
	発注者と受注者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要領等	公募要領等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※「不可抗力」とは、防風、豪雨、地震、火災、テロ、暴動などの天災・人災等を指す。

18 施設の保険

原因が受注者に起因する事故等の場合は、その修繕費等を受注者に求める場合がある。そのため、受注者が保険等に加入することは妨げないものとする。

19 備品等の扱い

- (1) 受注者は、発注者があらかじめ用意する備品（以下「第Ⅰ種備品」という。）（海老名市財産規則（昭和41年規則第1号）第27条第1項第1号に規定するものをいい、同条第2項各号に規定するものを除く。以下同じ。）を記載した備品管理簿と現物の照合を行い、その結

果について、照合後速やかに発注者に報告するものとする。その他毎年度末を目途に照合確認を行い発注者に報告する。

- (2) 受注者は、委託期間中、第Ⅰ種備品を常に良好な状態に保つものとする。
- (3) 第Ⅰ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、受注者は、発注者との協議により、必要に応じて受注者の費用により修繕しなければならない。ただし、多額の費用を要することなどにより当該備品の修繕が困難なときは、受注者は、発注者との協議により、必要に応じて、当該備品を破棄することができる。この場合、受注者は、発注者との協議により、同等の機能を有する備品等を、自己の費用により購入又は調達するものとする。ただし、発注者が必要ないと認めた場合は、この限りではない。
- (4) 上記により購入又は調達した備品等について、発注者に所有権を移転するとともに、第Ⅰ種備品として管理するものとする。ただし、発注者が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
- (5) 受注者は、第Ⅰ種備品の毀損や亡失などが発覚した場合には、速やかに発注者に報告するものとする。
- (6) 受注者は、故意又は過失により第Ⅰ種備品等を破損滅失したときは、発注者との協議により、必要に応じてこれを弁償するものとする。
- (7) 受注者は、本業務の実施のため、自己の費用により備品等を購入又は調達することができる。
- (8) 受注者は、自己の費用で購入又は調達した備品等（以下「第Ⅱ種備品」という。）を「備品管理簿」に登録し、それらの備品には標識（ラベル、シール等）を貼付し、第Ⅰ種備品と明確に区別して管理しなければならない。
- (9) 第Ⅱ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、受注者は、自己の費用により当該備品等を修繕、購入又は調達するものとする。
- (10) 第Ⅱ種備品は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者との協議により、発注はに所有権を移転することを妨げない。
- (11) 受注者は本業務の実施にあたり、受注者の所有する備品又は受注者のリース等による備品等（以下「第Ⅲ種備品」という。）を持ち込む場合は、それらの備品に標識（ラベル、シール等）を貼付して、帰属先を明らかにするものとする。
- (12) 委託期間の管理が終了したときは、受注者は、センターに持ち込んだ備品等を自己の負担において直ちに撤去するものとする。

20 協議事項について

- (1) 海老名市障害者リハビリテーション事業実施要綱に基づき、理学療法士や作業療法士等が障がい者に対してリハビリを原則、毎週土曜日に実施する「障害者リハビリテーション事業」のセンターでの実施に向け、協議を行うこと。
- (2) 原則として、現在実施している事業は継続するものとするが、変更しようとする場合においては、発注者と事前に協議し、承認を得なければならない。

また、その際には利用者及び家族等のニーズ等に配慮することを前

- 提に、変更前の事業と同等以上のサービスとすること。
- (3) 本仕様書について、疑義が生じた場合又は記載のない事項については、受注者と海老名市は協議の上決定する。

【参考：令和7年度実績】

(1) 障がい児者リハビリテーション事業の実績（成人のみ）

契約金額：1,586,340 円（成人分のみ）

登録者数	PT 訓練延べ数	OT 訓練延べ数
23 名	98 名	155 名

別紙（１）送迎に関する事項

1 送迎業務内容

- （１）管理車両の運行
- （２）管理車両の日常点検（運行前点検）
- （３）管理車両の一般整備及び定期点検整備（車検含む）
- （４）燃料油脂の給油と購入
- （５）消耗品の管理と購入
- （６）備品の管理と購入
- （７）自動車保険（任意保険）の加入
- （８）事故処理に関する事項
- （９）自動車損害賠償責任保険等の加入
- （10）その他前各号に附帯する事項

2 車両管理責任者及び車両管理者

- （１）車両管理責任者及び車両管理者を定めるものとする。
- （２）車両管理責任者は委託業務を総合的に担当し、車両管理者の指揮監督を行い、業務に関して、海老名市の指示を受けて任に当たるものとする。
- （３）車両管理責任者及び車両管理者を海老名市に書面をもって通知するものとする。
- （４）海老名市は、派遣された車両管理責任者及び車両管理者が不適当と認める場合は、その措置について受注者と協議するものとする。
- （５）車両管理責任者及び車両管理者の指揮監督及び人事等に関しては、一切受注者の責任によるものとする。
- （６）業務に従事する車両管理責任者及び車両管理者については、当該事業は障がい者等を対象とした福祉事業であるという特質を理解した者とし、責任感旺盛かつ誠実で健康な者を充てるものとする。
- （７）業務等の実施に当たり、前項の条件を満たす車両管理責任者及び車両管理者を配置するものとする。
- （８）人事管理上、その他やむを得ない理由により車両管理責任者及び車両管理者の異動交替を行う場合は、事前にその旨を海老名市に通知しなければならない。
- （９）車両管理責任者及び車両管理者は、この業務が市民に直接に接する業務であることを理解し、接遇には十分注意するとともに、運転については安全かつ慎重を旨として業務にあたるものとする。

3 車両運行管理業務

- （１）送迎車両
受注者は利用者の人数に合わせて適正台数を確保すること。
- （２）送迎車両の運行を実施するに当たっては、次のとおり業務を実施しなければならない。
 - ア 車両管理責任者及び車両管理者は、車両の運行前にアルコール検知器により「呼気」のチェックを行うものとする。
 - イ 車両管理責任者及び車両管理者は、利用者の乗降に際しては、安全確保に努め、乗降に伴う介助又は介助の補助を行うものとする。
 - ウ 車両管理責任者及び車両管理者は、事業実施時間内の待機は会館内

にて待機するものとする。

エ 故障、事故等により管理車両に損害が生じたときは、海老名市の業務に支障がないように処置を講じるものとする。

オ やむを得ない理由で管理車両を運行できない場合は、速やかに、海老名市の業務に支障の生じないよう措置を講じるものとする。

4 車両運行管理業務留意事項

- (1) 車両の運転・管理については、関係法令を遵守するとともに、万全を期し、遺漏なく誠実に実施しなければならない。
- (2) 車両管理責任者及び車両管理者は、管理車両の管理について善良なる注意をもって行い、業務以外の目的に使用してはならない。
- (3) 車両運行管理は始業点検から清掃終了までとし、車両管理責任者及び車両管理者は常に管理車両を清潔に保ち、適正な注油、修理等整備に努めなければならない。
- (4) 車両管理責任者及び車両管理者は、管理車両を業務終了後、直ちに指定の保管場所に格納しなければならない。
- (5) 車両管理責任者及び車両管理者は、管理車両を滅失及び損傷した場合、又は事故等があった場合は、直ちに警察署に届けるほか臨機の処置を取り、速やかに海老名市に連絡し、海老名市の指示を受けなければならない。

別紙（２）給食提供に関する事項

１ 業務内容等

- （１）給食の提供に当たっては、障がいの状況など心身の状況及び嗜好などの利用者ひとり一人の特性等を十分に考慮するとともに、必要な栄養管理を行い、適切な栄養量及び内容の食事を適切に調理し、提供すること。
- （２）給食の提供に当たっては、館内で調理したものを提供又は館外で調理された食事をクックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍した食事を再度過熱して提供又はクックサーブにより提供するものとする。なお、出前や市販の弁当等を提供することは、当然に一切認めない。また、運搬手段等については、衛生上適切な措置を施すこと。

２ 給食提供における経費の分担

項目	内容	海老名市	受注者
設備・備品及び営繕等経費	給食加熱用調理設備・厨房事務所用備品等及び営繕費用等（調理器具等は受注者負担）	○	
光熱水費	給食を加熱する際に必要となる電気、ガス、上下水道料金	○	
冷暖房・空調費		○	
防虫・防鼠費	防虫・防鼠費に要する費用	○	
その他海老名市が認めたもの		○	
残飯処理費			○
電話・ファックス・通信料			○
各種検査費			○
調理設備等の保守点検費			○
消耗品費等	館内で給食提供に伴う洗剤、消耗品等		○
官公庁諸費用	営業許可申請等		○

その他施設・設備に関して発生する費用については、別途協議する。

別紙（３）定員見込み及び市単独加算に関する事項

１ センターにおける生活介護事業 定員見込み

年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
ケア部門	20 名	25 名	30 名
重度自閉症部門	5 名	7 名	10 名
重症心身障がい部門	5 名	8 名	10 名
合計	30 名	40 名	50 名

２ 令和 7 年度わかば会館生活介護事業 自立支援給付費

延べ利用者数	給付金額
4,345 人	79,346,193 円

３ 市単独加算実績（いずれの加算も 1 人につき 1 日 1 回の算定）

No.	加算名称	単位数	件数	実績額
1	海老名市委託事業所加算	90	391 件	390,960 円
2	海老名市重心単独加算	640	12 件	774,400 円
3	海老名市重度自閉単独加算	640	48 件	4,313,600 円
4	海老名市入浴加算	1,000	102 件	7,560,000 円
5	海老名市重心併用加算	340	115 件	4,858,600 円
6	海老名市重度自閉併用加算	340	0 件	0 円
7	合計	—	668 件	17,897,560 円

４ 令和 8 年度 6 月提供分の実績（自立支援給付費のみ）（利用者数 34 名）

No.	サービスコード略称	単位数	回数	サービス 単位数
1	生介食事提供体制加算	30	4	120
	生介入浴支援加算	80	1	80
	生介処遇改善加算Ⅰロ	333	1	333
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	4	112
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	4	60
	生介欠席時対応加算	94	4	376
	生介送迎加算Ⅰ	21	7	147
	生介送迎加算（重度）	28	7	196
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	4	1240
	生活介護 3 1 4・地公	259	3	777
	生活介護 3 2 4・地公	323	1	323
2	生介食事提供体制加算	30	11	330
	生介入浴支援加算	80	9	720
	生介処遇改善加算Ⅰロ	2046	1	2046
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	11	308
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	12	180
	生介欠席時対応加算	94	1	94
	生介送迎加算Ⅰ	21	24	504
	生介送迎加算（重度）	28	24	672

	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	12	3720
	生活介護 3 5 6・地公	1214	12	14568
3	生介食事提供体制加算	30	13	390
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	1406	1	1406
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	13	364
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	13	195
	生介送迎加算Ⅰ	21	26	546
	生介送迎加算（重度）	28	26	728
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	13	4030
	生活介護 3 5 4・地公	629	9	5661
	生活介護 3 6 4・地公	646	4	2584
4	生介食事提供体制加算	30	5	150
	生介入浴支援加算	80	7	560
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	820	1	820
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	7	196
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	7	105
	生介欠席時対応加算	94	2	188
	生介送迎加算Ⅰ	21	14	294
	生介送迎加算（重度）	28	14	392
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	7	2170
	生活介護 3 5 4・地公	629	7	4403
5	生介食事提供体制加算	30	14	420
	生介入浴支援加算	80	9	720
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	2085	1	2085
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	14	392
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	15	225
	生介送迎加算Ⅰ	21	30	630
	生介送迎加算（重度）	28	30	840
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	15	4650
	生活介護 3 5 5・地公	908	15	13620
6	生介食事提供体制加算	30	9	270
	生介入浴支援加算	80	9	720
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	842	1	842
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	9	252
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	9	135
	生介送迎加算Ⅰ	21	18	378
	生介送迎加算（重度）	28	18	504
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	9	2790
	生活介護 3 4 3・地公	404	9	3636
7	生介食事提供体制加算	30	13	390
	生介入浴支援加算	80	2	160
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	3221	1	3221
	生介重度障害者支援加算Ⅱ 1	360	16	5760
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	15	420
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	16	240
	生介欠席時対応加算	94	3	282
	生介送迎加算Ⅰ	21	32	672

	生介送迎加算（重度）	28	32	896
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	16	4960
	生活介護 3 5 6・地公	1214	16	19424
8	生介食事提供体制加算	30	17	510
	生介入浴支援加算	80	5	400
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	2808	1	2808
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	17	476
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	17	255
	生介送迎加算Ⅰ	21	33	693
	生介送迎加算（重度）	28	33	924
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	17	5270
	生活介護 3 4 6・地公	872	1	872
	生活介護 3 5 6・地公	1214	12	14568
	生活介護 3 6 6・地公	1246	4	4984
9	生介食事提供体制加算	30	8	240
	生介入浴支援加算	80	4	320
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	2029	1	2029
	生介重度障害者支援加算Ⅱ 1	360	10	3600
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	10	280
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	10	150
	生介送迎加算Ⅰ	21	19	399
	生介送迎加算（重度）	28	19	532
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	10	3100
	生活介護 3 5 6・地公	1214	5	6070
	生活介護 3 6 6・地公	1246	5	6230
10	生介食事提供体制加算	30	21	630
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	4181	1	4181
	生介重度障害者支援加算Ⅱ 1	360	21	7560
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	21	588
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	21	315
	生介送迎加算Ⅰ	21	41	861
	生介送迎加算（重度）	28	41	1148
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	21	6510
	生活介護 3 5 6・地公	1214	21	25494
11	生介食事提供体制加算	30	11	330
	生介入浴支援加算	80	8	640
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	2203	1	2203
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	13	364
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	13	195
	生介送迎加算Ⅰ	21	26	546
	生介送迎加算（重度）	28	26	728
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	13	4030
	生活介護 3 5 6・地公	1214	10	12140
	生活介護 3 6 6・地公	1246	3	3738
12	生介食事提供体制加算	30	18	540
	生介入浴支援加算	80	8	640
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	1854	1	1854

	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	18	504
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	18	270
	生介送迎加算 I	21	35	735
	生介送迎加算（重度）	28	35	980
	生介人員配置体制加算 I 1・地公	310	18	5580
	生活介護 3 2 3・地公	290	1	290
	生活介護 3 5 3・地公	563	17	9571
13	生介食事提供体制加算	30	13	390
	生介入浴支援加算	80	6	480
	生介処遇改善加算 I 口	2130	1	2130
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	13	364
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	13	195
	生介欠席時対応加算	94	4	376
	生介送迎加算 I	21	26	546
	生介送迎加算（重度）	28	26	728
	生介人員配置体制加算 I 1・地公	310	13	4030
	生活介護 3 4 6・地公	872	3	2616
	生活介護 3 5 6・地公	1214	7	8498
	生活介護 3 6 6・地公	1246	3	3738
14	生介食事提供体制加算	30	7	210
	生介入浴支援加算	80	3	240
	生介処遇改善加算 I 口	692	1	692
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	8	224
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	9	135
	生介送迎加算 I	21	18	378
	生介送迎加算（重度）	28	18	504
	生介人員配置体制加算 I 1・地公	310	9	2790
	生活介護 3 1 4・地公	259	4	1036
	生活介護 3 2 4・地公	323	5	1615
15	生介入浴支援加算	80	5	400
	生介処遇改善加算 I 口	2349	1	2349
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	14	392
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	14	210
	生介欠席時対応加算	94	2	188
	生介送迎加算 I	21	28	588
	生介送迎加算（重度）	28	28	784
	生介人員配置体制加算 I 1・地公	310	14	4340
	生活介護 3 5 6・地公	1214	4	4856
	生活介護 3 6 6・地公	1246	10	12460
16	生介食事提供体制加算	30	9	270
	生介処遇改善加算 I 口	4151	1	4151
	生介重度障害者支援加算 II 1	360	21	7560
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	21	588
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	21	315
	生介送迎加算 I	21	42	882
	生介送迎加算（重度）	28	42	1176
	生介人員配置体制加算 I 1・地公	310	21	6510

	生活介護 3 5 6・地公	1214	21	25494
17	生介食事提供体制加算	30	8	240
	生介入浴支援加算	80	8	640
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	1377	1	1377
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	8	224
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	8	120
	生介送迎加算Ⅰ	21	16	336
	生介送迎加算（重度）	28	16	448
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	8	2480
	生活介護 3 5 6・地公	1214	8	9712
18	生介入浴支援加算	80	4	320
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	1485	1	1485
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	9	252
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	9	135
	生介送迎加算Ⅰ	21	18	378
	生介送迎加算（重度）	28	18	504
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	9	2790
	生活介護 3 5 6・地公	1214	9	10926
19	生介食事提供体制加算	30	13	390
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	2410	1	2410
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	15	420
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	15	225
	生介送迎加算Ⅰ	21	29	609
	生介送迎加算（重度）	28	29	812
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	15	4650
	生活介護 3 3 6・地公	747	1	747
	生活介護 3 5 6・地公	1214	14	16996
20	生介食事提供体制加算	30	7	210
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	1367	1	1367
	生介重度障害者支援加算Ⅱ 1	360	7	2520
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	7	196
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	7	105
	生介送迎加算Ⅰ	21	8	168
	生介送迎加算（重度）	28	8	224
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	7	2170
	生活介護 3 5 6・地公	1214	7	8498
21	生介食事提供体制加算	30	10	300
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	2012	1	2012
	生介重度障害者支援加算Ⅱ 1	360	10	3600
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	10	280
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	10	150
	生介欠席時対応加算	94	2	188
	生介送迎加算Ⅰ	21	20	420
	生介送迎加算（重度）	28	20	560
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	10	3100
	生活介護 3 5 6・地公	1214	10	12140
22	生介食事提供体制加算	30	7	210

	生介入浴支援加算	80	4	320
	生介処遇改善加算Ⅰ口	1353	1	1353
	生介常勤看護職員等配置加算Ⅲ	28	8	224
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	8	120
	生介送迎加算Ⅰ	21	16	336
	生介送迎加算（重度）	28	16	448
	生介人員配置体制加算ⅠⅠ・地公	310	8	2480
	生活介護ⅢⅤⅥ・地公	1214	5	6070
	生活介護ⅢⅥⅥ・地公	1246	3	3738
23	生介食事提供体制加算	30	9	270
	生介処遇改善加算Ⅰ口	1480	1	1480
	生介常勤看護職員等配置加算Ⅲ	28	9	252
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	9	135
	生介送迎加算Ⅰ	21	18	378
	生介送迎加算（重度）	28	18	504
	生介人員配置体制加算ⅠⅠ・地公	310	9	2790
	生活介護ⅢⅤⅥ・地公	1214	9	10926
24	生介食事提供体制加算	30	2	60
	生介処遇改善加算Ⅰ口	172	1	172
	生介常勤看護職員等配置加算Ⅲ	28	2	56
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	2	30
	生介送迎加算Ⅰ	21	4	84
	生介送迎加算（重度）	28	4	112
	生介人員配置体制加算ⅠⅠ・地公	310	2	620
	生活介護ⅢⅣⅢ・地公	404	2	808
25	生介食事提供体制加算	30	7	210
	生介入浴支援加算	80	7	560
	生介処遇改善加算Ⅰ口	1205	1	1205
	生介常勤看護職員等配置加算Ⅲ	28	7	196
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	7	105
	生介送迎加算Ⅰ	21	14	294
	生介送迎加算（重度）	28	14	392
	生介人員配置体制加算ⅠⅠ・地公	310	7	2170
	生活介護ⅢⅤⅥ・地公	1214	7	8498
26	生介処遇改善加算Ⅰ口	1288	1	1288
	生介常勤看護職員等配置加算Ⅲ	28	9	252
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	9	135
	生介送迎加算Ⅰ	21	18	378
	生介送迎加算（重度）	28	18	504
	生介人員配置体制加算ⅠⅠ・地公	310	9	2790
	生活介護ⅢⅣⅥ・地公	872	5	4360
	生活介護ⅢⅤⅥ・地公	1214	4	4856
27	生介食事提供体制加算	30	13	390
	生介入浴支援加算	80	3	240
	生介処遇改善加算Ⅰ口	2808	1	2808
	生介重度障害者支援加算ⅡⅠ	360	14	5040
	生介常勤看護職員等配置加算Ⅲ	28	13	364

	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	14	210
	生介送迎加算 I	21	27	567
	生介送迎加算（重度）	28	27	756
	生介人員配置体制加算 I 1・地公	310	14	4340
	生活介護 3 4 6・地公	872	1	872
	生活介護 3 5 6・地公	1214	1	1214
	生活介護 3 6 6・地公	1246	12	14952
28	生介食事提供体制加算	30	2	60
	生介処遇改善加算 I 口	272	1	272
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	2	56
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	2	30
	生介欠席時対応加算	94	1	94
	生介送迎加算 I	21	4	84
	生介送迎加算（重度）	28	4	112
	生介人員配置体制加算 I 1・地公	310	2	620
	生活介護 3 4 6・地公	872	2	1744
29	生介入浴支援加算	80	5	400
	生介処遇改善加算 I 口	877	1	877
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	8	224
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	8	120
	生介送迎加算 I	21	16	336
	生介送迎加算（重度）	28	16	448
	生介人員配置体制加算 I 1・地公	310	8	2480
	生活介護 3 5 4・地公	629	8	5032
30	生介食事提供体制加算	30	20	600
	生介処遇改善加算 I 口	4008	1	4008
	生介重度障害者支援加算 II 1	360	20	7200
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	20	560
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	20	300
	生介送迎加算 I	21	40	840
	生介送迎加算（重度）	28	40	1120
	生介人員配置体制加算 I 1・地公	310	20	6200
	生活介護 3 5 6・地公	1214	13	15782
31	生活介護 3 6 6・地公	1246	7	8722
	生介食事提供体制加算	30	20	600
	生介処遇改善加算 I 口	3039	1	3039
	生介重度障害者支援加算 III 1	180	20	3600
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	20	560
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	20	300
	生介送迎加算 I	21	39	819
	生介送迎加算（重度）	28	39	1092
	生介人員配置体制加算 I 1・地公	310	20	6200
32	生活介護 3 5 5・地公	908	20	18160
	生介食事提供体制加算	30	9	270
	生介処遇改善加算 I 口	1639	1	1639
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	9	252
	生介福祉専門職員配置等加算 I	15	10	150

	生介送迎加算Ⅰ	21	20	420
	生介送迎加算（重度）	28	20	560
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	10	3100
	生活介護 3 5 6・地公	1214	10	12140
33	生介処遇改善加算Ⅰ 口	18	1	18
	生介欠席時対応加算	94	2	188
34	生介食事提供体制加算	30	1	30
	生介処遇改善加算Ⅰ 口	266	1	266
	生介重度障害者支援加算Ⅱ 1	360	1	360
	生介重度障害者支援加算Ⅱ 2	500	1	500
	生介常勤看護職員等配置加算 3	28	1	28
	生介福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	1	15
	生介欠席時対応加算	94	2	188
	生介送迎加算Ⅰ	21	2	42
	生介送迎加算（重度）	28	2	56
	生介人員配置体制加算Ⅰ 1・地公	310	1	310
	生活介護 3 5 6・地公	1214	1	1214